

# 崎門学報

第二号  
平成27年1月1日  
崎門学研究会



目次

『保建大記』における神器論の問題

一面

二面

三面

四面

五面

六面

新春我観

書評

徳富日記

を読む

## 『保建大記』における神器論の問題

栗山潜峰の『保建大記』を読みました。潜峰は山崎闇斎の高弟である鶴飼鍊斎と桑名松雲に師事し、第百十一代後西天皇の皇子である八條宮尚仁親王の学友として近侍した。潜峰が親王に近侍したのは14歳の時であり、両者は同年齢であった。以来、潜峰は、親王に鍊斎、松雲から受け継いだ闇斎の学を伝え、彼が元禄元年、18歳のときに親王に献上した書が『保平反正録』である。その後、この書名に含まれる「反正」は反正天皇の諡号であるため、書名を『保平綱史』と改めた。何れにしても「保平」とあるのは保元平治の両兵乱のことである。

ところが、本書を献上した翌年、親王は俄かに早世し給い、潜峰は悲歎に暮れたが、彼の卓越した学識を認めた水戸光圀は、『大日本史』編纂の史局である彰考館に彼を登用し、かくして潜峰は光圀に仕えることになつた。この水戸出仕中に、彼が先輩同僚との議論を経る中で前出の『保平綱史』に大幅な改訂を加えたのが『保建大記』である。今度の書名が「保平」ではなく「保建」となつたの

は、潜峰が朝威失墜の根本原因を、保元平治による武家の篡奪ではなく、むしろそれを出来た朝廷内部、なかんづく後白河天皇の失徳に求め、平治とこの天皇が崩御し給うた建久の年号を以つて書名に冠したからである。

近藤先生によると、潜峰が光圀に仕えた意義は重大である。というのも、『大日本史』は、光圀の意向によつて、以下の三大特筆を有する。すなわち第一に、神功皇后を帝紀より除いて后妃伝に入れること。第二に、大友皇子を帝紀に入れること、そして第三に、南朝を正統とすることである。しかしその内第三の点は、今上天皇が北朝の御血筋であることから彰考館の内部でも反対意見が強かつた。その際、潜峰が水戸での出仕中に到達した独自の神器論は、『保建大記』のなかに盛り込まれ、光圀の素志を道義と史実の両面において論証したのである。

ここでいう潜峰の神器論は「躬に三器を擁するを以て正と為すべし」というをその眼目としていた。これに対して、彼の同僚である三宅觀瀬は『保建大記』に寄せた序文において

て「神器の存否を以てして、人臣の後背をトする者とは、議竟に合はず」と記し、皇位にとつて重要なのは神器ではなくて天皇の君徳であると反論したが、この考えは、同書の跋文を書いた安積潤泊といった彰考館の他の同僚についても同様であつた。

近藤先生のいわく、「思うに土地といひ家屋といひ、その所有を主張するものが複数であつて互ひに所有の権利を争ふ時には、その土地や家屋の権利書を持してゐるものと正しい所有者と判断せざるを得ない。されば人はみな権利書を大事にして失はぬやう盗まれぬやう、だまし取られぬやう、その保管に心を用ひるのである。神器もその性格、ある意味では権利書に似てをり、皇統分立していくのが正しい天子であるか知りがたく、人々歸趨に苦しむ時は、神器を有してをられる御方を真天子としてこの御方に忠節を尽くさねばならない。いはんや神器は権利書と異なり、その由緒からいへば大神が天孫に皇位の御印として賜与せられし神宝であり、大神の神靈の宿らるるところとして歴代天皇が奉守継承して來られた宝器であり、極言すれば、天祖・神器・今上の三者は一体にして、神器を奉持せられるところ、そこに天祖がましますのである。」(近藤啓吾先生『続々山崎闇斎の研究』所収「三種神器説の展開—後継者栗山潜峰」)

鋒はそれを忠実に継承していたに過ぎないが、こういうと反対論者は決まって、では神器を奪つたり盗んだりした者もまた天皇になると疑義を呈する。例えば頬山陽は「読保建大記」と題する一文において「其の言に曰く、神璽・宝劍・内侍鏡の在る所を以て正統と為す、と。若し然らば、則ち仮に盜賊をして神璽・宝劍・内侍鏡を持たしめんか、盜賊もまた皇統と為すなり。是れ神璽・宝劍・内侍鏡は盜賊に資して我が皇の国を奪はしむる者、何ぞ貴重するに足らんやと。之れを棄つと雖も可なり。」とまで述べている(松本丘氏『尚仁親王と栗山潜峰』勉誠)出版より孫引)。

また、これについて吉田松陰は、『講孟劄記』の巻末に付した「讀保建大記」なる一文において「神器の在る所は必ず正統にして、正統の在る所は必ず神器あるなり。神器と正統との在る所は必ず神器あるなり。神器と正統と別に見るべからず」と述べ、上述した三宅氏他の異論を斥けつつも、崇徳が後白河から御璽を奪い取り、後鳥羽が安徳から御璽を奪い取り、光嚴が後醍醐から御璽を奪い取つたならば、神器に付くべきか正統に付くべきかとの問い合わせに對して、前に神器と正統が一体なのは、受禪、すなわち践祚の手続きが正当であることを言つたのであるから、奪い取つたのであれば、神器よりも正統に付くべきであると述べているのは、いかにも微温的だ。

これは闇斎以来の正統な神器觀であり、潜

しかし「もし夫れ我国の道義よりして考へるならば、臣子に不是底の君父なし。始めより力をもつて神器を奪つて天子となつてもといふ仮定さへも考へるはずはなく、また史実に徴してもかくのごとき事実曾てなかつたのである」と言うのは近藤先生の結論である。

ここでいう「不是底の君父なし」とは山崎闇齋が韓退の『拘幽操』に寄せた跋文に見える言葉であり、湯武放伐を絶対に否定する崎門学の fundamental 思想である。

## 保健大記 打聞編注

杉崎 仁 編注

勉誠出版

輪読会で使用したテキスト

## 崎門列伝② 浅見経斎

坪内隆彦

### 「関東の地を踏まず」

「予は既に終身足関東の地を踏まず、食を求めて大名に事えずと誓えり。出處進退の事において、毫末も世に耻る所なし」

浅見経斎はそう語つて、諸侯からの招聘を断り、生涯京を離ることはなかった。紀州侯から五百石という高禄で招聘されたが、それにも応じようとはしなかつた。そのとき「将军から招かれれば出仕しますか」と問われた経斎は、「島流しの覚悟」で応じないと答えただとう。経斎の高弟若林強斎は、次のように書いている。

「……経斎なども、「何はともあれ、出處の一事に於いては恥じぬ」と言われたが、同じく手前なども、せめてこの一事なりとも守らいではじや。手前がところに堂上から何某が逢いたいということを言つて越されたが、中々合点せなんだぞ。堂上で誰が評判やら、「十次郎（経斎）はよい儒者とみえる」と言われたとあること。「どの学者でも堂上にはとり入りたがるが、あの人ばかり出入りせなんだ。これからみればよい学者そな」と言われたとあることじやによりて、手前なども、「十次郎が時には出入りせなんだが、弟子になりてから出入りする」と言われてはならぬ。手

前はその様なことはふつふつ嫌いじや。平生儒者風が出ようかと思つて、あぶない」

経斎の師山崎闇斎もまた、寛文十二（一六七二）年に保科正之が死去すると、会津藩の俸を辞し、以来天和二（一六八二）年に死去するまで、京の地を離れなかつた。

御用学者の道を断ち、徳川幕府に阿ることなく、道義の実践を志すことには、大きな困難が付きまとつた。経斎とその門人たちは、貧困に耐えて学問を続けなければならなかつた。学舎の屋根瓦が傷めば屋根に登つてこれを修理し、講堂の根太（ゆか板を支える横木）が落ちれば、床下に入つて力を合わせて持ち上げたという。

経斎は、承応元（一六五二）年八月十三日、近江高島郡に生まれた。闇斎に入門するまでは、詩文に力を尽くした時期もあつたかに見える。また、経斎は「剣術筆記」「然流長刀目録後記」「書然流授受記後」など、剣術に関する文章を著している。剣術に専念し、そこから深い見識を得ていたとも考えられる。

経斎が闇斎に師事するようになったのは、延宝四（一六七六）年か同五年頃と推測される。元禄十（一六九七）年以後は、経斎も門下に対する講義に力を注いだ。元禄十年に、高弟山本復斎が、同十二年には江戸の多田龜運が、同十三年には秋田の中山専庵が入門している。高弟若林強斎が入門するのは、十四、五年の頃である。

経斎の指導は愛情に充ち溢れつつも、極め

て厳格なものだつた。講義の途中で、墨を磨ることを許さず、弟子たちはただ息をひそめて傾聴し、一章一節が終わるたびに一々拝したという。谷川士清の言葉に「学術の要是、唯だ此の二字（辛苦）を貴しと為す」「辛苦困難、備に之を嘗めずんば、則ち清々の地、豈其れ期す可けんや」とあるが、近藤啓吾先生は、「道」とは、自ら之を担ふ決意と、その決意の上に立つ、いかなる辛苦をも辞せぬ実践によりてのみ、これを実現することができるとして、躬を以てこれに当つた、崎門の特色が、よく示されてゐる」と書いてい

た。ただ、師闇斎との間には不幸なできごともあつた。経斎は朱子学を絶対至上のものと信じ、その究明のみに専念していたため、神道に沈潜する晩年の闇斎についていけなかつたのである。これは崎門学派全体にとつて不幸なことだつた。近藤先生は次のように書いている。

「もし経斎が、闇斎の多年に亘る思想遍歴の末、晩年に至つて漸く到達したる神道を、夙に理解し、更に進んでその伝を得るに至つてゐたならば、直方一派が、植田良背・桑名松雲等と争ひ、闇斎晩年の門下が、神儒の二派に分裂してしまふといふ悲劇も惹起せざりしほであり、闇斎の歿後は、経斎真に門下の中心となり、正親町公通や出雲路信直等、

神道の名家を輔けつゝ、若林強齋・山本復齋等の俊傑を後に従へ、学界・思想界に堂々の陣を敷き得たことであらう。而して泰山も、よろこんでその翼下に参じたことと思はれる」

絅齋は、闇齋が病床に伏すようになつても見舞おうとせず、葬儀にも列することはなかつた。強齋は、この絅齋の姿勢を「千万不届デ、コレハ絅齋ノ門人タルモノ、血ノ涙ヲ流シテ嘆クハズノコト」と懺悔し、その懺悔を根底土台として、闇齋晩年の学問に復帰し、自らの学問の出発点とした。

後に、絅齋は闇齋に対する態度を深く悔い、香をたいて師の靈に謝した。絅齋が闇齋の偉大さを改めて認識し、その精神の継承を決意するに至る過程こそ、貞享元（一六八四）年に着手した『靖献遺言』編纂だった。同書には中国の忠孝義烈の士八人（屈平・諸葛亮・陶潛・顏真卿・文天祥・謝枋得・劉因・方孝孺）の事跡と、終焉に臨んで發せられた忠魂義胆の声が收められている。このうち諸葛亮、文天祥、方孝孺については、闇齋の読書劄記『文会筆録』にしばしば記述が見える。

絅齋は、同書編纂に取り組む中で、それまで絶対視してきた朱子の説さえも乗り越えるに至つたのである。この絅齋の境地は「自分の学問と云えは、嘉右衛門（闇齋）殿の落穂をひらうて、其説を取失はぬ様にするより上のことはなし」という言葉に明確に示されている。

絅齋が忠臣の具体的な事績を取り上げたのは、「空言によつて義理を説いても、人を感じさせるることは薄い。事跡を挙げて示し、読む者を奮然とさせ、感憤興起させる方が愈つてゐる」と考えたからである。平泉澄先生は、「君の御為には、一身を捧げ奉らなければならぬといふ道理を、空理空論で説いては、人の精神に浸みわたるといふことは出来ない。寧ろ実際の実例を示して、それに依つて考へさせるが宜しい。斯ういふ考へ方からかれたのであります。而してそれも、一生を貫くものでなければならぬ。即ち一言にして申しますならば、忠死、之を大切也とされたのであります」と説いている。

『靖献遺言』の内容については別稿に譲るが、忠臣の事績を以て絅齋が示そうとしたのは、「内外の別」つまり自國と他国の区別の問題とともに、君臣の義を貫く上で不可欠な「正統」の問題である。絅齋は正統の純正を、わが国の歴史においてのみ發見したのである。その境地を示すのが、「況んや吾が国は、天地開けて以来、正統統き、万世君臣の大綱変ぜざること、是れ二綱の大なるものにして、他国の及ばざるところにあらずや」という絅齋の言葉だ。

かを講究し、大節に臨んで、自己の立場を択ぶのに、惑うことなからしめん」とあり、「劍術筆記」には次のように書かれている。

「……至剛懼ることなき者は、それ剣学の本か。もしここに達するを得ざれば、則ちたどいその技の精法を竭すも、一も得て施し用うべからざるなり。……能く剣を用うる者は、まず我が死に向うの志をして、進なく退なく、平日即ち敵に対し、敵に対するも亦た平日、生や死を貫いて一日の如くならしむ。これ乃ち吾が学の根本、至剛懼ることなき極功、而して技術の精、ここに於てか施すべし」

これを実践すべく、絅齋は常に鉢に「赤心報國」と書かれた長刀を帯し、この刀を東に向つて打ち振り、「逢坂山はわが死処なり」と語つっていたのである。

- 平成26年10月　『崎門学報』創刊
- 平成26年10月16日、第二十二回『保健大記打聞』輪読会を開催。本編171頁まで読了。
- 平成26年10月28日、第二十三回『保健大記打聞』輪読会を開催。本編176頁まで読了。
- 平成26年11月21日、第二十四回『保健大記打聞』輪読会を開催。本書を読了。
- 平成26年12月9日、若林強齋先生の『雜話筆記』55頁（近藤啓吾先生校注の『神道大系論説編 下』収録）から輪読を再開。周敦頤・程明道・程伊川・陰陽についてなど。
- 平成26年12月18日、若林強齋先生の『雜話筆記』61頁（近藤啓吾先生校注の『神道大系論説編 下』収録）から輪読。陰陽五行、国狹槌尊（ぐにのさつちのみこと）、豊斟渟尊（とよぐもぬのみこと）など。
- 平成27年1月3日、『雜話筆記』65頁から輪読。
- 平成27年1月12日、若林強齋先生の『雜話筆記』67頁から輪読。



浅見絅齋先生

## 近況活動報告

# 松本丘先生講演会参加報告

講師 松本丘先生

(皇學館大学教授)



講演の様子

去る平成26年12月5日、今日における数少ない崎門学の研究者であられる松本丘皇學館大学教授の講演会（国体学会主催、場所は学士会館）が開かれた。演題は『近世神道家の國体觀』、副題は「垂加神道を中心として」。以下は多分に筆者の主観を交えた講演の概要である。尚、講演の客観的で詳細なる報告は、国体学会発行の『国体文化』を俟たれたい。

## 御講演要旨

これまで歴史の要所要所で様々な神道説があるなかで、本日の主題である垂加神道は、江戸時代の始めて山崎闇斎が提唱し、享保年あるなかで、本日の主題である垂加神道は、

現在と神代は一体であるという考え方を特徴として、その奥義に到達するために四段階の秘伝がある。そしてその秘伝の最終段階にあるとされるのが、「三種神宝、神籬磐境（ひもろぎいわさか）」の伝である。三種神宝の伝は君主の道、すなわち君道を説くもので、対して神籬磐境の伝は臣下の道、すなわち臣道を説くものである。

## 三種神宝伝について

まず前者について、闇斎の弟子である玉木葦斎は「三種神宝伝」の中で「三種神宝者、玉劍鏡是也。日神此玉劍鏡ノ徳ヲ以天下ヲ治シメシ玉ヒ、君臣上下ノ道ヲ正シ、国人安ク穩力ニ平ラゲ玉ヒテ、三種ハ全ク天子ノ任ト定メサセ玉ヒテ、是ヲ皇孫尊ヘ授ケ玉フ。因テ天孫降臨ヨリ以来万々歳ニ至迄、玉劍鏡ノ徳ヲ受ケツギテ、此ヲ以天下ヲ治シメスコト也。則日神ノ起シ立玉フ道ニシテ、今日ノ天子ノ任也。」と述べ、三種の神器に象徴される君主の徳を守り行うのが君道であると説く（当日の配布資料から孫引）。

間で全盛を迎えた教である。「垂加」とは闇斎の神道号で、神明の加護を意味する。その教義は從来の伊勢や吉田の神道を集成したものであるが、一方で、闇斎は朱子学者としても有名であり、本人は神道と儒教の分離

を主張したもの、その神道の根底には朱子学がある。垂加神道が儒学神道とも称される所以である。

垂加神道は「天人唯一」、すなわち神と人、現在と神代は一体であるという考え方を特徴として、その奥義に到達するために四段階の秘伝がある。そしてその秘伝の最終段階にあるとされるのが、「三種神宝、神籬磐境（ひもろぎいわさか）」の伝である。三種神宝の伝は君主の道、すなわち君道を説くもので、対して神籬磐境の伝は臣下の道、すなわち臣道を説くものである。

## 神籬磐境伝について

次に後者について、高皇產靈尊（たかみむすびのみこと）が下された神籬磐境の神勅、すなわち「吾は則ち天津神籬及天津磐境を起樹て、當に吾孫のために斎ひ奉らむ。汝天兒屋命・太玉命、宜しく天津神籬を持ちて葦原中國に降りて、亦吾孫のために斎ひ奉れ」とあるのは、神社祭祀の起源とされる。これについては「神籬磐境極秘中之口訣」に「神籬磐境ノ畢竟約ル処ハ、神籬ハ日守也。磐境ハ日守心ノ磐石ノ如ク凝固リタル也。凡日本國生ヲ受ル者、氣化ノ最初ヨリ二尊及皇天二祖ノ御恩頼ヲ蒙リ、今日ニ其血脉ヲ相続シ、身体髮膚皆天君ノ物ナレバ、皇天二祖の勅ヲ守リ、日嗣ノ君ヲ覆ヒ守奉リ、天下大平ナラシメント、大願力ノ金氣ヲ立て、生テモ死テモ千人所磐石ニ凝固マリテ、皆國之神ト成テ鎮リ定ルト云外、一言半句ヲ添ル事ナシ」とある。つまり神籬（ひもろぎ）は日守木とも

そして三種の神器を重視するこの考えは、上に道有らば、三種の靈徳は玉体に在り。故に無道の君たりと雖も、神器を掌握すれば則ち是れ有徳の君なり。神器玉体は一にして別無きなり。」（『儒家三種伝口訣』）として、無道の君も三種の神器があれば正統であるという神器絶対の思想に発展した。この神器絶対論は、栗山潛鋒を通じて水戸に伝わり、水戸学の南朝正統論に多大な影響を及ぼした。

かくして神籬磐境の伝に基づいて神を祭ることが臣下の務めになるのであるが、闇斎門下である若林強斎の弟子であり、宝暦事件の首謀者として知られる竹内式部は『中臣祓講義』において「惣ジテ吾国、神ヲ祭ルト國家ノ政ト訓ヲツニシテ、同クマツリゴトヽ云ハ、天下ノマツリゴトヲ吾ガ私ニセズシテ天帝ニ申シ上げ、私心ヲ加ヘズマツリゴトヲスルト云うコトデ、・・・平日ノ政モ神祇官デ執リ行ヘバ、神事ト政事トガ全ク一ツコト。勿論是ガ神ト君トヲツニシテ神物官物不分シトアルカラ神皇一体・祭政一致ノ神國、異國ニ不聽トコロニシテ、実ニ吾國ニ生ズル人ノ大幸可仰可尊コトゾ。」と説き、天皇と国民が祭政両方でのまつりごとを通じて、君臣祖孫一体一貫の清明な境地に立つことが垂加神道の眼目であることを示している。

概略以上の如き講演の後、質疑応答があり、筆者は天皇親政という視点に立つとき、前出した神籬磐境の神勅のなかで早くも天兒屋命・太玉命に祭祀が命じられているのは、大政委任の萌芽ともいって、天皇親政からの乖離を予示しているのではないか、またそれに関連して元来主上が掌握し給う兵馬の権に

ついて垂加神道はいかなる態度をとっているかという点について質問し、また同席された坪内隆彦氏は、垂加神道における猿田彦の意義について質問された。以上、崎門研究の上で、大変意義深い機会となつたので報告する。講師の松本先生、そして主催者の国体学会には衷心より敬意を表したい。

## 新春我観

# 安倍首相は君臣内外の分別を正せ

折本龍則

## 終戦七十年

今年は戦後70年の節目の年である。終戦記念日には、安倍首相が談話を発表するらしいが、過去におけるわが国のアジアに対する植民地支配や侵略責任を認めたいわゆる村山談話といった從来の談話を引き継ぐことに変わりはないという。かねてより安倍首相は、保守政治家を自任し、「戦後レジーム」から脱却を掲げて首相になつた人物である。しかし、その安倍首相が、戦後レジームの権化のような自虐史観に基づいた村山談話を継承するとは何事か。たとえいかなる事情があるとしても、閣議決定一つで容易に撤回が可能な村山談話を放置する理由などない。それだけではない、安倍首相は憲法改正を持論とし、それを以つて戦後レジームからの脱却と位置づけているが、彼のいう改憲論は、主として

憲法九条に関わるものであり、國民主權や政教分離といった、現行憲法の基底をなす市民社会の根本原則に対する根源的批判精神や問題意識は見受けられない。英靈の眠る靖国神社にも参拝するといつてはいたが、アメリカの反対で延期し、ようやく参拝したのは首相就任から一年後のことであつた。このように安倍首相は保守を標榜する割りに実際にやっていることは保守政治家として不可解なことが少くない。集団的自衛権行使容認や特定機密保護法も、一見すると国益にかなうことのように思われるが、実際にはアメリカとの関係を強化するための方途であり、TPPや、労働市場や資本市場を含む国内市場の自由化も、表向きには国家の経済成長や対中国封じ込めの戦略として語られるが、実際にはそれらのほとんどがアメリカ政府や、それと連動した国際金融資本からの外圧に呼応する形で進行しているのである。上述したTPPと相即して首相が進める一連の規制改革も、結果的には国民を貧富の格差で分断し、先の総選挙では共産党の大躍進を招いたが、本来わが国でいう保守とは、天皇を主君に仰ぐ国民の共同体的一体性を保守することではなかつたか。改革成長の一点張りで国民を互いに競合させるのはいいが、全体として我々がどこに向かつているのかという道徳的指針は何一つ示されていない。これも畢竟するところ、國家や政府が国民精神の拠り所や道徳的価値に偏重しあジア民族の隸属状態に非情なる藩閥

原則をそのまま引き継ぐものなのである。

## 戦前の教訓とは何か

戦後レジーム下のわが国は、過去の反省をする強迫観念に駆られてきた。政治家や学者は口を開けば先の大戦の反省を言い、戦前的是非が國があたかも皇威を笠にきた軍部独裁の専制国家で、アジア侵略に手を染めた犯罪国家ごとく喧伝し來たが果たしてそうであるか。あるいはそうした反省の結果、戦後の我が国は歴史の教訓に学んで自由で平和な國家を作り上げたか。この問題を検討するためには一度回顧する必要がある。明治維新は神武建国への回帰であり、天皇親政を理想にしていたが、現実の政治は薩長藩閥が牛耳つていたことは周知の通りである。薩長政権は、内治政策では官憲によつて国民の言論を統制したが、外交面では脱亜入欧よろしく欧米列強に追従し、国民の怒りを買った。これに対して、内なる民権と外なる国権の伸張、大アジア主義を説いて政府に対抗したのが、玄洋社はじめとする在野勢力である。彼らは、結社の第一義に皇室中心主義を掲げ、一君万民の立場から民権を主張し、また安易な歐化政策に対して毅然と国粹の保存を主張し、そのためには不平等条約の改正に妥協的な政府に対して爆弾による実力行使をも辞さなかつたのである。このように明治の民権運動は皇威を笠に来て大政を壊滅し、また欧化路線に偏重しあジア民族の隸属状態に非情なる藩閥

政府との抗争であった。よつてその運動の目標は、君臣の名分を正して一君万民の皇恩が遍く国民に行き渡り、また内外の別を正して國家が独立不羈の根基を確立し、かかる後に一視同仁の大御心を体してアジア同胞を窮状から救出することにあつたのだ。この君臣内外の分別を正すという態度こそ崎門学の要諦であり、奇しくも前述した玄洋社の志士たちは、浅見絅斎の『靖献遺言』を愛読して正氣を養つていたのである。彼らのいう民権とは、徳富蘇峰翁が、「予は壯年時代に、最も急進なる民権論者であつた。しかし予の民権は官権に対する民権であつて、君権に対する民権ではなかつた。予は民主という言葉を決して用いなかつた。・・・民主という言葉は、要するに君主に対する言葉である。君主国に民主があるとすれば、主権は二本建てとなる訳である。所謂天に二日ある訳である。故に予は民主などという言葉を、容易に使用することを慎んだ。予の所謂「平民政義」は、貴族主義に対する平民政義であつて、君主主義に対する平民政義ではない。・・・これが即ち我が國体の本義であると思う。即ち一君万民の制がこれであり、維新の皇謨がこれであると信ずる。」という弁明に明らかである。こうしてみると、明治から大戦に至るわが国の歴史は、君権対民権、國権対アジア主義というが如き単純なものではない。むしろ君権は藩閥を廢して民権と結びつき、國権は歐

化主義を廃してアジアの大同団結に結びつく  
というのが真実あつたのだ。

### 歴史を繰り返すな

しかし、この歴史に対する再三の反省から戦後の政府は教訓として何を得たか。君主は民主の看板に変わつたが、政治の実権はアメリカの息がかかつた自民党に掌握され、国民は秘密主義に覆われた政治空間のなかで歴史の真実から遠ざけられてきた。また「日米同盟」といえばいかにも聞こえはいいが、実際に不平等な地位協定のもとで国土を異國の軍隊に蹂躪され、莫大な国費をアメリカに上納して、ひたすら対米従属を続けてきたのである。その上、わが国の基地から出撃した米軍はアジア侵略を繰り返し、平和を破壊してきたのであるから、我が国も結果的にはそのアジア侵略政策に加担して来たに他ならないのである。これと昨日の安倍政権による、自虐史観、暗黒談話の追認とアメリカの外圧に呼応したTPPや規制緩和、集団的自衛権の解禁などの一連の動向を見るにつけ、戦後70年の歩みを経た我が国は、明治以降大戦に至る戦前から歴史の教訓を得るどころか、かえつてその覆轍を踏んでいるように思えてならないのである。すなわち、民主主義の名の下に君權を敬して遠ざけ、欧米と内通した勢力が政権を掌握して、飽くなき追従外交を演じる、そしてそのためにアジアとの連帯は絶れるという例の構図である。安倍首相がいう戦後レジームからの脱却とは、本来この

欺瞞的な民主主義や対米従属からの脱却であるはずであり、それこそが過去の真摯な反省から得られる歴史の教訓であるはずである。

よつて首相には、今年という歴史に節目に臨んでそのことを肝に銘じ、真に保守政治家たるの面目を發揮して頂きたい。  
(終)

### (書評) 德富蘇峰日記 『頑蘇夢物語』を読む

安倍首相は、中国を牽制しアメリカに擦り寄るときには決まって我が国が「自由と民主主義」の国であることを強調する。そこら辺の政治家がかくいうなら分かるが、問題は我が国における国柄の保守を謳う政治家の筆頭である安倍首相が、かくも安易に「自由と民主主義」を高唱して憚らないことである。では我が国における民主主義とは如何なるものか。首相の民主主義礼賛がそれらの深い反省に基づいたものとは思われない。これに対して、近代日本を代表する言論人である徳富蘇峰は、敗戦直後の占領期に記した日記である『頑蘇夢物語』(講談社、平成十九年再刊) のなかで、徹底した皇室中心主義の立場から安易な民主主義の受容に対しても根源的な批判を加えており、刻下の我が国にも通ずる極めて重要な所見を披瀝している。

### 我が国は民主主義に非ず

まず、日本の民主主義について、「日本の民主主義」という事は、如何なる意味であるか。民主主義という言葉は、君主に対する民主であるから、問題は民主といえば、民が主で君は従であらねばならぬ。君主といえば、君が主で民が従であらねばならぬ。二者その一を抜ぶの外はない。英國では、民が主にして、君は從である。そして英國では、議会の意見で、王位を廢することも出来る。また立君制を廢して、共和制となすことも出来る。これに反して日本では、君が主である。民が従である。議会は決して我が政体を変更することは出来ない。また我が憲法も、君主自身の発議を経ざる以上は、決して議会自ら改正案を出すことは出来ない。若し果たして従来の儘で進行するということならば、憲法改正の必要がない。また従来の儘で行かず、民主的立君主義といふことであれば、これは日本固有の國体とは相容れざる、正さしく名に於ても実に於ても、英國流の政体そのものを、鵜呑みにするものといわねばならぬ。しかるに何れともその性質を研究せず、ただ日本流の民主主義などという文句を製造して、お茶を濁し、日本側に向かつては、日本の政治は、君主が主であるというように思わせ、内は日本国民を欺き、外は外国人を欺くものであつて、日本流の民主主義などというものが、存在す

る。これに反して、貴族主義に反する平民主義ならば、なお訳は判つてゐる。即ち立君平民政といふれば、所謂一君万民の政治といふことが、明白に判る。かくすれば、即ち日本従来の政治が、立君平民政治を主としたるものであつて、維新大改革の目的も、実にここに在ることは、五箇条の御誓文を見ても、分明である。(昭和二十年十月十三日午後「対米従属の日本政府」)

一君万民としての平民政義。この観点で見ると、安倍政権、否、戦後の自民党政権は薩長の藩閥政治に類似した貴族政治だ。薩長政権が歐米列強に対する外交では従属的な一方で、内治では国民に対して武断專制的であったように、昨今の自民党政権も宗主国であるアメリカに対しては姑息な従属外交を演じながらも、陛下の赤子たる国民同胞は貧富貴賤の格差で断絶しようとしている。また蘇峰翁がいみじくも述べているように、我が皇室は「君臨されども統治せざる」英國国王とは、全く似て非なる存在でありながら、畏くも先帝陛下が、英國流の立憲君主を理想とし議会中心の政治を思し召されたことに、大日本帝国の悲劇が起因するのである。

(『維新と興亜』(<http://asianrestoration.com/>) より転載)